

特別養護老人ホームのぞみ 運営規程

2025年12月1日改正

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛知三愛福祉会が開設する特別養護老人ホームのぞみ（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適切な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連動したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 特別養護老人ホームのぞみ

所在地 愛知県日進市米野木町南山 987-104

(利用定員)

第4条 施設は、その利用定員を50人とし（併設ショートステイ10人）、各ユニットの定員は 下記の通りとする。

第5条 Aユニット8人、B1ユニット10人、B2ユニット11人、C1ユニット10人、C2ユニット11人の5ユニットとする。（併設ショートステイユニット10人）

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第6条 施設に勤務する職員の職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者（施設長） 1名（デイサービス兼務）

施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2) 医師 1名 (嘱託)

医師の職務は、利用者の診察・健康管理及び保健衛生指導とする。

(3) 生活相談員 1名以上

生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に
関すること、苦情や相談等に関することとする。

(4) 介護及び看護職員、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上
介護職員 18名以上 (常勤換算)

看護職員 2名以上 (常勤換算)

介護及び看護職員の職務は、介護職員は利用者の日常生活の介護・指導・
相談及び援助とし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の
保健衛生管理とする。

(5) 管理栄養士又は栄養士 1名以上

管理栄養士又は栄養士の職務は、献立作成・栄養量計算及び給食記録を行
い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う
介護職員への指導などを行うこととする。

(7) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関すること、施設
サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関すること、他の
サービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

(8) 事務職員 1名以上

第三章 設備

(設備及び備品等)

第7条 居室

利用者の居室は全室個室とする。居室には、ベッド・洗面台等を備品として
備える。

第8条 静養室

施設は、利用者が居室で静養することが一時的に困難な状態のときに使用で
きる静養室をユニット内に設ける。

第9条 食堂

施設は、利用者の全員が利用できる充分な広さをもつ食堂を設ける。食堂に
は、利用者全員が利用できるテーブル・椅子・箸や食器類などの備品類を備え

る。

第10条 医務室

施設は、利用者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。医務室には、利用者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

第11条 浴室など

施設は、浴室には利用者が使用し易いよう一般浴槽の他に重度要介助者のための特殊浴槽を設ける。施設は、必要に応じて各ユニット各所に洗面所や便所を設ける。

第12条 機能訓練室

施設は、利用者が使用できる充分な広さをもつ機能訓練室を設ける。機能訓練室には、目的に応じた機能訓練器具などを備える。

第13条 介護職員室

施設は、各ユニット内に、介護職員室を設ける。介護職員室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。

第14条 その他の設備

施設は、設備としてその他には、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・ユニット調理室・相談室・靈安室・事務室・宿直室・会議室・エレベーターなどを設ける。

第四章 運営

(内容及び手続きの説明と同意)

第15条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者またはその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第16条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

(稼働日)

第17条 施設の利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入退所)

第18条 入所

施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合やその他利用申込者に対し適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。
- 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、その者的心身の状況や病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、入所検討委員会で入所検討を行う。

第19条 退所

施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その利用者及びその家族の希望、その利用者が退所後に置かれる事となる環境等を勘案し、その利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

- 2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、利用者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 3 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

第20条 入退所記録の記載

施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(介護の基準)

第21条 介護の取扱い

- (1) 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その

利用者的心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行う。

- (2) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- (3) 施設は、その従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- (4) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (5) 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

第22条 施設介護サービス計画

- (1) 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以後「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (3) 計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望・利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (4) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得なければならない。
- (5) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

第23条 介護内容

- (1) 介護に当たっては、利用者的心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。
- (2) 施設は、一週間に二回以上、適切な方法により利用者を入浴または清拭を行う。

- (3) 施設は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- (4) 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に取り替える。
- (5) 施設は、前各項のものその他、利用者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- (6) 施設は、各ユニットに常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させることとする。
- (7) 施設は、利用者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第24条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。
- 2 利用者の食事は、当該利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で行われるよう努める。

(機能訓練)

- 第25条 施設は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のため機能訓練を行う。

(健康管理)

- 第26条 施設の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(利用者の入院期間の取扱い)

- 第27条 施設は、利用者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね三ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該利用者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようとする。

(相談及び援助)

- 第28条 施設は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。
- 2 施設は、要介護認定を受けていない利用希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用希

望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるような必要な援助を行う。

- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第29条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者の為のレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。
- 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。

(利用料及びその他の費用)

第30条 利用料

- (1) 施設が法定代理受理サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。
- (2) 施設は、法廷代理受理サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

第31条 その他の費用

施設は前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。なお、居住費および食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- | | |
|---------------------------------------|------------------------------------|
| 1. 居住費 | 2, 896円 (1日あたり) |
| 2. 食費 | 1, 877円 (1日あたり) |
| 3. 理美容代 | 理容・美容 業者の価格による |
| | 髭剃り 業者の価格による |
| 4. 日用品費 | 514円 |
| 5. 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、 | 予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明 |
| | を行い、利用者の同意を得ることとする。 |
| 6. 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内 | 容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を |
| | 入所者に対して交付することとする。 |

(協力病院)

第32条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、予め協力病院を定めておく。

2 施設は、治療を必要とする利用者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

第33条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(掲示)

第34条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(秘密の保持)

第35条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、予め文章により利用者の同意を得ることとする。

(苦情の処理)

第36条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者の苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

第37条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生し

た場合は、速やかに賠償をすることとする。

(緊急時等の対応)

第38条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(虐待の防止)

第39条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（オンラインによる開催も可とする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施すること。
- 4 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第40条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難及び訓練などを実施する。

(記録の整備)

第41条 施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存するものとする。

(その他の事項)

第42条 施設は、利用者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
- 3 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をねう等の地域との交流を深めることとする。

第43条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関する必要な事項は、施設の管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年 6月1日から施行する。

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月1日から施行する。

この規程は、平成19年 6月1日から施行する

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年3月1日から施行する。

この規定は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

この規程は、令和7年12月1日から施行する。